

審査基準表

(「みやざきNPO・協働支援センター事業」業務委託)

審査項目	審査内容	配点	点数
内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	15	
	下記の業務内容が実現可能であり、事業による高い効果が期待できるか。	40	
	○地域協働推進事業	21	
	①公益活動への支援 具体的な支援内容が含まれているか。 NPO法人だけでなく、任意団体へのサポートも含まれているか。 出張相談会の開催が含まれているか。	5	
	②情報提供 紙媒体（郵送、広報誌、新聞チラシなど）による情報発信のほか、電子媒体（ホームページ、SNSなど）により発信を行うこととしているか。 県民とNPOを結びつける情報の提供やNPO向けの各種助成金の紹介など公益活動の支援につながる情報提供を行うこととしているか。	3	
	③関係団体との連携・協力 地域で活動する団体が参加する研修会等に講師紹介や派遣など、連携・協力を行うこととしているか。	3	
	④研修の開催 2回以上の研修を開催することとしているか。 具体例で上げている研修内容に添った内容か。	5	
⑤地域に根ざした協働事例の展開 地域にある優良な協働事例を自ら足を運んで発見し、取材を行うものになっているか。 優良な協働事例から、事例の関係者や近隣で活動している者も巻き込んだ意見交換会又は交流会となっているか。 協働事例の横展開が期待できる内容か。	5		

内容構成力	○NPO活動地域支援事業	19	
	①相談対応及びサポート等の活動支援 相談対応方法、支援内容が具体的であるか。 NPO法人だけでなく、任意団体へのサポートも含まれているか。 出張相談会の開催が含まれているか。	5	
	②中間支援組織間のネットワーク強化 ネットワーク構築のため、各組織と顔が見える関係を構築する取組を行うこととしているか。 各地域の中間支援組織において会議を行うこととしているか。 中間支援組織としての機能を有するセンターがない自治体に対する支援も含まれているか。	3	
	③「宮崎県・県社協・NPO防災会議」の取組協力 災害発生時に活動する関係団体と情報共有がなされ、「宮崎県・県社協・NPO防災会議」において他の構成員や協力団体と協力できる内容となっているか。	3	
	④研修の開催 3回以上の回数となっているか。 各地域での研修開催となっているか。 NPOの実態（補助金・助成金の獲得に関すること、団体組織の運営適正化に資するものなど）に即した研修内容となっているか。	5	
	⑤NPO活動地域支援事業の実施内容検証 適正な開催時期を予定しているか（2～3月） 学識経験者、活発な活動を行っているNPO団体が入っているか。	3	
地域バランス	地域バランス良く活動する予定となっているか。 中間支援センターがない都城市、西都市、串間市での活動も含まれているか。	10	
運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	10	
計画性	計画的な業務スケジュールとなっているか。	10	
独創性	提案内容に独創性があるか。	5	

実績	本業務を受託等するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	
積算	<p>提案内容に対し経費の積算は妥当か。節減が図られているか。</p> <p>○提案者が複数の場合  (次の式で計算を行うものとし、計算された値が高い数字のものから5点、4点、3点、2点、1点、以下0点と順に点数をつけていくものとする。同点の場合は、具体的に次のとおり点数をつけていく。例：2番目が同点の場合、5点、4点、4点、2点、1点、以下0点)。</p> <p>式：<math>5 \times \text{最も低い見積額} \div \text{審査対象の見積額} \times \text{補正係数}</math>  ※補正係数は、実行可能性やサービス向上の有無などを考慮し、審査員において次の数字から選択する。  (不良&lt;1、1.05、1.1、1.15、1.2&lt;良)</p> <p>○提案者が1者の場合  予算額と同額の場合は3点とし、予算額を下回れば4～5点とする。予算額と同額であるが、必要経費が積算に入っておらず、流用を前提に積算が組まれている場合は0～2点とする。</p>	5	
合計		100	

#### 【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 下記評価基準に基づき採点し、配点割合に応じて配点する。
- (4) 集計の結果、平均点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (5) 委員の平均点数が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (6) 参加者が1者だけの場合、委員の平均点数が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】（配点が15点の場合は評価基準に3を乗じ、配点が10点の場合は評価基準に2を乗じるものとする。積算は審査基準表に記載のとおり評価するものとする。）

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案
- 0 標準より非常に劣る提案または無記入

※配点3の評価基準

- 3 標準より優れた提案
- 2 標準的な提案
- 1 標準より劣る提案
- 0 標準より非常に劣る提案または無記入